

浮間公園マネジメントプラン(案)

令和 8 (2026) 年 1 月
東京都 建設局

目次

はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
7 整備計画等	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	5
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	9
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
園内の写真	
IV 資料編	12
公園の沿革	
マネジメントプラン策定履歴	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

はじめに

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弹力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名 称 東京都市計画公園第5・5・12号浮間公園
位 置 板橋区舟渡二丁目地内、北区浮間二丁目地内
面 積 12.75ha
種 別 総合公園
決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号

園内マップ



2 開園の概要

名 称 都立浮間公園 (うきまこうえん)
開園日 昭和42年7月26日
開園面積 117,330.24 m² (令和7年11月1日現在)
公園種別 総合公園
所在地 板橋区舟渡二丁目、北区浮間二丁目
アクセス JR埼京線「浮間舟渡」、駐車場 (有料・24時間)

3 主な公園施設

管理事務所、野球場、テニスコート、こども運動広場、冒険広場、風車、ゲートボール場、ちびっこ広場、じゃぶじゃぶ池、水生植物園、バードサンクチュアリ、浮間ヶ池、浮間ヶ原桜草園場、飲食店

4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、板橋区と北区の区界に位置し、荒川沿いにある公園である。河川敷の緑地とともに荒川を軸とした水と緑のネットワークが形成されている。

JR 埼京線「浮間舟渡」駅下車すぐに位置する交通至便な場所にある。公園面積の約4割を占める浮間ヶ池での釣りやバードウォッキング、桜草園でのサクラソウの鑑賞など、様々なレクリエーションを楽しむ利用者でぎわっている。池畔と風車と緑のうるおいある空間を維持し、ここを訪れる人達に多くの楽しみを与える総合的なレクリエーション施設としての公園を目指している。

なお、東京都地域防災計画及び北区、板橋区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・ 東京都の北端に位置し荒川に接しており、板橋区と北区の区境上にある。
- ・ 駅前広場を挟んでJR埼京線「浮間舟渡駅」があり、JR「赤羽駅」をつなぐバス路線も駅前から発着している。
- ・ 東西には住宅地が広がる。
- ・ 公園の敷地の内約4割が池面となっており、ほぼ平坦地である。
- ・ 都立公園では数少ない釣りのできる公園である。
- ・ 昭和60年にJR埼京線「浮間舟渡駅」が公園の前に開設され、埼玉県も含めた広域からの来園も多い。
- ・かつて自生していた桜草を“北区浮間ヶ原桜草保存会”が、浮間ヶ原桜草園場で栽培を行っている。

(2)自然環境

- ・ 浮間ヶ池の水源は池の中央部付近から湧き水があるとされていたが、現在では水源は雨水である。
- ・ 秋から春にかけて多数のカモ・オシドリなどが飛来する。
- ・ 公園の北側は荒川の堤防を挟み、河川敷となっており、広大な緑空間が広がる。

6 利用概況及び特色

公園面積の約4割を占める浮間ヶ池は、ヘラブナを中心にコイなど川魚が多く生息しており、一年中釣人が絶えない。浮間舟渡駅側にある入口広場は、地域のイベントの場などとして多様な利用がされている。

①浮間ヶ池

荒川の元の本流であり、昭和初期に大改修し、築堤により残った部分が、浮間ヶ池の原形となった。面積は約4ha、水深2.5m、昭和52年より釣り池として全面無料で開放している。30cm程度のヘラブナを中心とし、コイなど川魚が多く生息しており、一年中釣人が絶えない。

②高い木・花の木

高木はケヤキ。池の東側では十数本が、空に向かって枝を広げている。そのほか、花の咲く木をふやすことを目的に、サクラ、クルメツツジなどを積極的に植えてきた。

③水生植物園

池の北端には、この池が荒川のころ岸辺に生えていたアシ、マコモなどの水生植物の保護区がある。また、この東側には19種を植栽した水生植物園がある。

④浮間ヶ原桜草圃場

日当たりのよい河川敷には、昔はサクラソウが自生していた。

今では河川の改修や護岸工事で野生のものは絶滅したがその品種を残すため、公園の一画、約 1,600 m²の苗圃で栽培されている。

7 整備計画等

(1)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：2,100 m²

北区浮間二丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

浮間ヶ池と周辺の景観の特性を生かし、生物多様性の保全や防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、豊かな自然を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことについて重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的な内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園整備による緑の保全

【施策1 緑と環境をまもる】

- 樹木診断の体験、発生材を活用した工作イベント等を行うこども向けのグリーンスクールなど、幅広い年代の都民に公園の緑を知り、ふれあう機会を提供し、緑の創出や保全への意識を高める取組を推進します。

(2) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 観察会等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催や子どものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(3) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(4) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 災害用トイレの拡充など更なる防災機能の強化に計画的に取り組みます。

(5) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(6) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(7) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

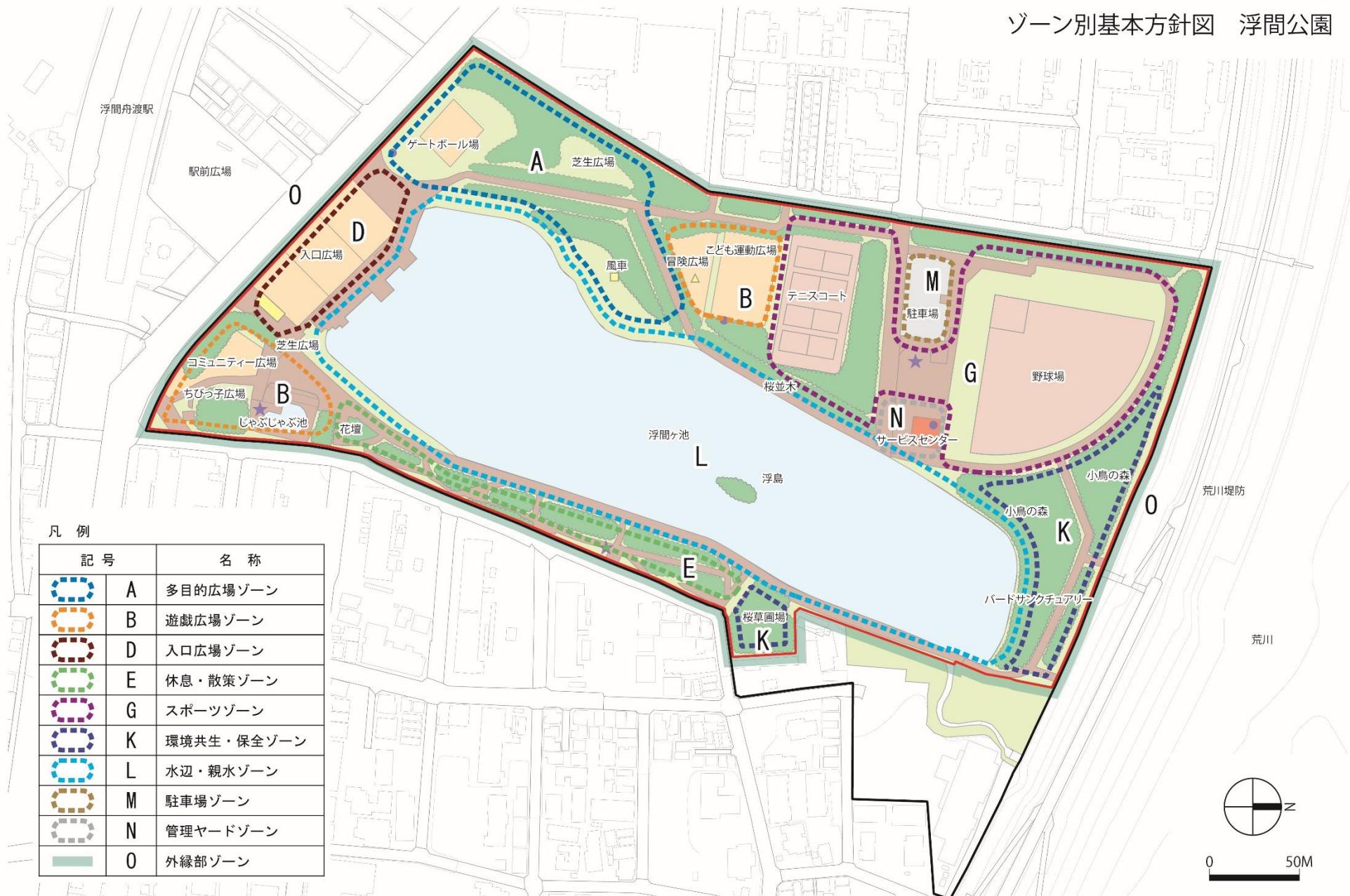
- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(8) 多様なニーズに対応するサービス施設の充実

【施策 9 施設や空間をかえる】

- 民間連携により整備を行った施設について、幅広い利用者が快適に楽しめる運営を行います。

2. ゾーン別基本方針



この地図は、国土地理院長の承認(平29閏公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・風車のある広場のあるゾーン 桜や浮間ヶ池を眺めながらの休息や散策などの利用に対応していく。
B	遊戯広場 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・冒険広場とこども運動広場のあるゾーン 複合遊具が設置された広場と周囲にフェンスで囲われた球技ができる広場。子ども達が安全、快適に遊べるように、遊具やフェンス周りの維持管理を行っていく。 ・ちびっこ広場とじゃぶじゃぶ池のあるゾーン 幼児向けの遊具広場。子どもたちが安全、快適に遊べるよう対応していく。
D	入口広場 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・入口広場のあるゾーン 浮間舟渡駅前に位置する空間は公園の入口部分にあたり、浮間ヶ池の水面を背景とした様々なイベントに対応していく。
E	休息・散策 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の木々のあるゾーン 浮間ヶ池の東側の桜が主体の樹林地である。地域の花見の名所として対応していく。

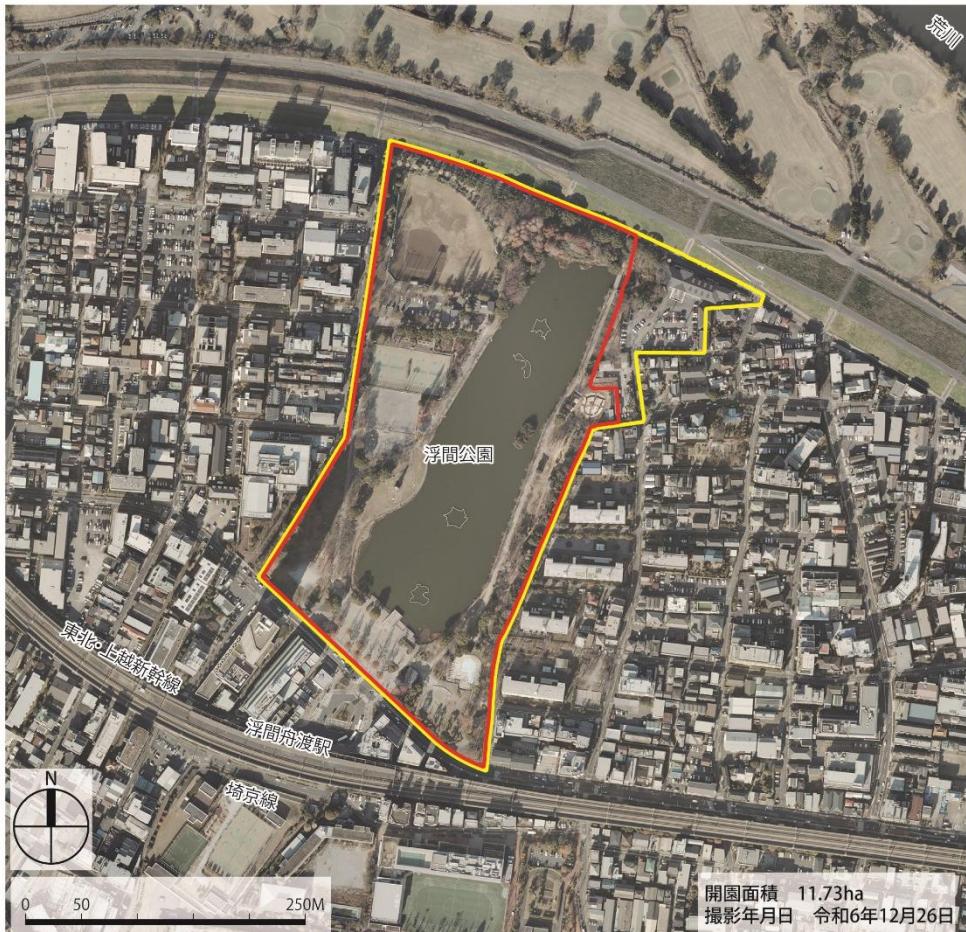
記号	区分	基本方針
G	スポーツ ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートと野球場のあるゾーン テニスコート（4面）、野球場（1面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。
K	環境共生・ 保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・バードサンクチュアリや水生植物園があるゾーン バードサンクチュアリは立ち入り禁止区域とする。野鳥のほか多様な生物の生息・生育環境を保全し、適切な管理を行っていく。 ・浮間ヶ原桜草園場 サクラソウの自生地であった名残を継承し、都民協働により保護育成・普及啓発を行っていく。
L	水辺・親水 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・浮間ヶ池があるゾーン バードウォッ칭や釣りなどの水辺利用に対応していく。
M	駐車場 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場があるゾーン 案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。
N	管理ヤード ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所のあるゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。
O	外周部 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地等や公道に接する公園外縁部 本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

III 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)



：開園区域

：都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)

浮間公園



：公園緑地

：学校

：特徴的な建物(神社仏閣など)

：開園区域

：高速道路

：鉄道



園内の写真



じゃぶじゃぶ池



浮間ヶ池と浮島



小鳥の森・バードサンクチュアリ



水生植物園



芝生広場・風車



ゲートボール場

IV 資料編

■公園の沿革

- 昭和 32 年 12 月 建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
- 昭和 42 年 7 月 東京都告示第 719 号により開園、面積 1.3ha(そのうち 0.04ha を北区にサクラソウの栽培のため占用許可している)
- 昭和 43 年 4 月 1.0ha を追加開園
- 昭和 44 年 6 月 0.9ha を追加開園
- 昭和 45 年 5 月 5.2ha を追加開園
- 昭和 46 年 6 月 0.2ha を追加開園
- 昭和 47 年 6 月 1.7ha を追加開園
- 昭和 49 年 6 月 0.4ha を追加開園
- 昭和 51 年 6 月 0.8ha を追加開園
- 昭和 51 年 6 月 野球場 1 面、庭球場 2 面($9,252.82\text{ m}^2$)を設置
- 昭和 55 年 4 月 テニスコート 2 面増設し、0.2ha を追加開園
- 昭和 55 年 11 月 北区から浮間ヶ原桜草圃場設置区域変更の申請があり、同区に対し設置許可事項の変更を許可
- 昭和 62 年度 全面改修工事着手
- 平成元年度 全面改修工事完了
- 平成 7 年 6 月 0.2ha を追加開園
- 平成 7~9 年度 池畔景観を守るため水辺景観の再生工事、浄化施設改修工事、護岸改修を実施
- 平成 30 年度 護岸改修工事を実施

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスター プラン策定
平成 18 年 12 月 浮間公園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月 浮間公園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスター プラン改定
浮間公園マネジメントプラン改定
令和 4 年 3 月 浮間公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスター プラン改定
令和 8 年 3 月 浮間公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6 年度	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
年間総計 (人)	1,371,188	1,348,322	1,330,318	1,094,687	969,973

2)月別利用者数の推移

6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	83,178	70,205	56,341	51,356	76,611	53,086
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	59,211	59,335	52,704	53,991	42,849	74,456

3)有料施設の利用状況 (件)

施設名	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
野球	1,088	1,058	891	901	704
テニス（人工芝）	6,825	6,483	6,246	6,235	3,937

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	自然ふれあいクラフト教室	1月	42
	2	健康増進プログラム	5月、8月、12月	402
	3	おさかな美術館	11月～3月	84枚展示
	4	バードウィーク	5月	—
	5	浮間コミュニティカフェ	11月～3月	応募31作品
都民協働	1	チーム UkiUki ミーティング	4月～3月	74
	2	うきうき隊	4月～3月	1,840
	3	ブルーギルバイバイプロジェクト	4月～3月	—
	4	地域連携防災訓練	6月、11月、3月	2,540
自主事業	1	8公園を巡るスタンプラリー	11月～12月	2,206
	2	クリーンアップムーブメント	5月、2月、3月	25
	3	UkiUki マルシェ	3月～4月、5月、10月、12月	71,685

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
フィレールラビッツ浮間	清掃活動・花壇手入れ	7
月まち俱楽部	星空観望会	10

■関連する行政計画等

- ・2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 5 年 6 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
（本公園の位置付け：避難場所）
- ・北区地域防災計画（令和 6 年 3 月改定）
- ・板橋区地域防災計画（令和 5 年度改定）